

えびの市国土強靱化地域計画

令和2年9月

え び の 市

目 次

序 章 国土強靱化地域計画の策定	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
第1章 えびの市の地域特性	
1 本市の位置と地勢等	3
2 人口動態等	3
3 過去の災害と想定される災害	4
第2章 地域強靱化の基本的な考え方	
1 地域強靱化の基本目標等	9
2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	10
3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針	11
第3章 脆弱性評価	
1 評価の枠組み及び手順	12
2 脆弱性評価結果	13
第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針	
1 個別施策分野	40
2 横断的施策分野	48
第5章 市計画の推進と不断の見直し	
1 市の他の計画等の必要な見直し	50
2 市計画の進捗管理	50
3 市計画の不断の見直し	50
資料 用語解説	52

序 章 国土強靱化地域計画の策定

1 計画策定の趣旨

我が国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきました。

近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行されました。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成 26 年 6 月に国土の強靱化に関係する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、令和 5 年 7 月に新たな国土強靱化基本計画の概要が示されました。

国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築する必要があります。

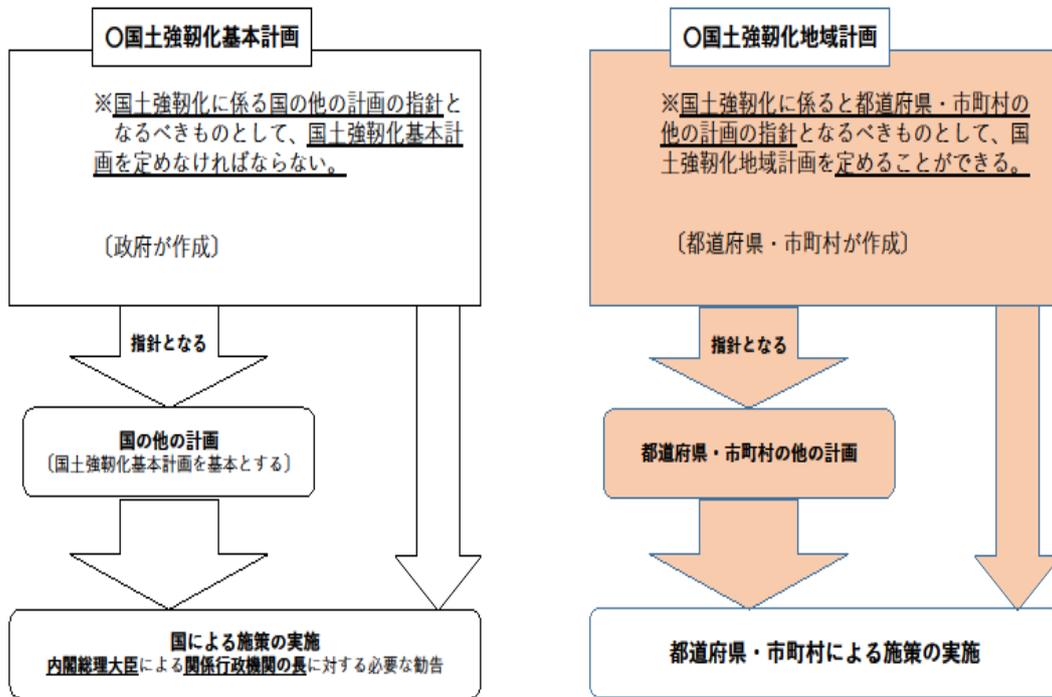
これらを踏まえ本市では、今後発生すると考えられる自然災害に備え「えびの市国土強靱化地域計画（以下「市計画」という。）を策定しました。

市計画は、国の基本計画や宮崎県国土強靱化地域計画と調和を図りつつ、本市の地勢・環境・規模等に即したものとし、災害から市民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持ったえびの市を目指すための各計画の指針として策定しました。

2 計画の位置づけ

市計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本市における国土強靱化に関し、えびの市総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本市が有する様々な分野の計画等の指針となるものです。

〈国の基本計画及び地域計画の関係〉



○基本法第13条（国土強靱化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

○基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第1章 えびの市の地域特性

1 本市の位置と地勢等

(1)本市の位置

本市は、宮崎県の県西部、川内川の上流域に位置し、宮崎・熊本・鹿児島3県の県境に位置しています。

総面積は282.93㎢、盆地状の田園都市で、面積の約7割が林野であることから、豊かな自然環境に恵まれた地域であるといえます。

(2)本市の地勢

本市は、南部を20余りの火山からなる霧島山が形成し、その山すそは北に向かってなだらかな傾斜の台地となっており、北部は九州山地が南下し、これを形成する連山が急傾斜で南に向かっています。この両山系に囲まれた中央部を川内川が西へ流れをとっています。

地目別に土地利用状況を見ると、林野面積が約20,000ha、農用地が約3,800haで、総面積の約85%を占めています。可住地面積は約7,700haで面積率は約27%となっています。

(3)気候の特性

本市の気候は、盆地特有の寒暖明白な内陸性気候で、年間平均気温15.8℃、年間降水量2,832mmとなっています。

また、災害に結びつく危険性があるといわれる日降水量100mm以上の降雨日数は5.0日/年という結果となっています（いずれの数値も観測地点は加久藤）。

2 人口動態等

(1)人口の推移

本市の人口は、第2次ベビーブームの影響で上昇に転じた時期はあるものの、昭和60年の28,034人を1つの頂点として、令和2年の国勢調査では17,638人にまで落ち込んでいます。人口構成では、老年人口が多く若年人口が少ない、逆ピラミッド型の構造といえます。また、自然増減の状況を確認すると、死亡数が出生数を上回っており、高齢者の割合が影響していることがうかがえます。

年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）はともに減少が続いており、高齢化率（人口に占める65歳以上人口の割合）は令和2年10月1日時点で42.5%となっています。

(2) 産業構造

本市の就業者数については、一貫して減少傾向が続いています。産業別にみると、本市の基幹産業である第1次産業については、昭和50年の8,083人から令和2年は1,908人と就業者数は大きく減少しており、第2次産業についても、平成2年を境に就業者数が減少に転じています。

3 過去の災害と想定される災害

(1) 本市の過去の災害

本市は、加久藤カルデラを起源として形成された盆地で、宮崎県の西端の内陸部に位置しています。盆地内を川内川が西流し、その周囲に市街地や農地が広がっています。

過去の主な被害については、昭和43年2月に発生した「えびの地震」、昭和47年7月に発生した「真幸山津波」によって、ともに犠牲者が発生しています。また、梅雨前線や台風による集中豪雨によって、全半壊や床上浸水などの水害が発生しています。これは、本市が盆地状の地形を呈しており、上昇気流などが生まれやすく局所的な豪雨が発生しやすい地勢下にあることに起因するものと推察されています。

〈本市における過去の主な災害状況〉

年月日	種別	地区名	災害の規模	被害額 (千円)	備 考
昭和35年 1月10日	火災	旧飯野町 公民館	延焼2,762㎡	33,514	火災による被害：3棟
昭和40年 7月5日	地すべり	旧真幸町 西内堅	土砂流出：30.0ha 決壊：1.8ha 堰堤4箇所決壊	不明	避難家屋：29世帯 107人 家屋取壊：11戸
昭和43年 2月21日	地震	市内全域	マグニチュード 6.1	6,455,352	死者：3人（鹿児島県内） 負傷者：35人 家屋損壊：6,642戸 り災世帯：3,477世帯 市内328箇所の山腹崩壊
昭和47年 7月6日	山津波	西内堅	土砂流出：30万m ³	1,338,777	死者：3人 行方不明：1人 り災世帯：27世帯

平成9年 9月16日	台風19号	市内全域 及び京町 地区周辺	総雨量 白鳥:588mm 満谷:548mm 京町:335mm	2,182,365	全壊: 2棟 2世帯 3人 一部破損: 4棟 4世帯 7人 床上浸水: 122棟 115世帯 330人 床下浸水: 214棟 212世帯 466人
平成18年 7月18日 ～23日	平成18年 7月豪雨	市内全域 及び京町 地区周辺	加久藤(アメダス) 総雨量 1,023mm 24時間雨量 502mm	1,690,689	半壊: 94棟 77世帯 170人 一部破損: 11棟 10世帯 25人 床上浸水: 92棟 73世帯 161人 床下浸水: 181棟 208世帯 374人
平成23年 6月15日 ～22日	平成23年 6月豪雨	市内全域 及び京町 地区周辺	梅雨前線による 大雨	300,265	床上浸水: 1棟 床下浸水: 14棟
令和2年 7月3日 ～8日	令和2年 7月豪雨	市内全域 及び京町 地区周辺	梅雨前線による 大雨	1,016,621	床上浸水: 2棟 (下大河平地区)

(2)本市に被害を及ぼすと想定される災害

①地震

地震は、市地域防災計画において「えびの一小林地震」を地震被害の想定地震としています。

この地震では、マグニチュードが6.5、市内の大部分で震度6弱及び6強の揺れが想定されています。建物の倒壊・大破や炎上出火による人的被害を含め、本市に大きな被害を及ぼす可能性があります。このほか発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震においても「えびの一小林地震」と同程度の震度が予測されています。

②風水害

台風はほぼ毎年のように接近・通過しており、近年、地球温暖化の影響等により1時間当たり50mmを上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、市内でもこれまでにない洪水や土砂災害等の発生が懸念されます。

ア 河川洪水

川内川をはじめとする市内を流れる河川は、これまで幾多の水害をもたらしています。その原因としては、川内川上流域にもたらされた豪雨が河川水となって大量に流れ込んでくること、加えて霧島山の水やえび

の盆地北側に形成されている加久藤カルデラの急崖からの水が短時間に一気に流れ込んでくることなどにより、一時的にはあるものの盆地平野内が河川も含めた表層水で飽和状態となってしまうことがあげられています。

したがって、水害については、内水はん濫による浸水履歴箇所や水防上重要となる箇所での水害、さらに国や県において想定されている浸水想定区域を被害想定区域としています。

イ 土砂災害

市域の北部には加久藤カルデラの急崖、南部には霧島火山群に含まれる急峻な山地が広がっているため、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）や土石流などの土砂災害、深層崩壊や岩盤崩壊などの大規模災害が起こりやすい地域が含まれており、土砂災害警戒区域も市内に多数点在しています。したがって、土砂災害については、これらの土砂災害警戒区域を被害想定区域としています。

③大規模火災

本市には大火の記録は残されていませんが、宮崎県では大規模火災の記録が多く残されています。近年、県内での大規模火災は少なくなってきていますが、平成 28 年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災は、対岸の火事などではなく、気象条件や出火場所によっては、本市においても大規模火災の発生が十分考えられます。

また、本市は総面積の約 70% が山林であることから、車両の進入が困難な場所で山林火災が発生した場合の被害は甚大なものとなります。

④火山噴火による災害

霧島山は、過去に何度も噴火を繰り返し、今も活発に活動する国内有数の活火山であり、噴火した場合は本市にも影響がある可能性が非常に高く、次に掲げる規模の火山噴火に伴う災害が想定されます。

ア 予想災害

(ア) 噴出岩塊

噴火口から 4km の範囲に直径 10cm の岩塊が落下する。

(イ) 降下火砕物

風下側 20km で 20cm 以上堆積する（霧島山上空は偏西風の影響で西風が卓越している。）。

(ウ) 火砕流

霧島火山で発生が予測される火砕流は、火口から高温の軽石などが溢れ出ることで発生するものと考えられる。

(エ) 溶岩流

溶岩流は地形的低所に沿って流下する。

(オ) 火山泥流・土石流

霧島火山やその周辺地域の山地にて、上流域に多量の降下火砕物が堆積した所や非溶結の火砕流が堆積した溪流から発生する危険が高い。

(カ) 空振

被害は 100km 離れた地域に及ぶこともある。

(キ) 斜面崩壊

噴気活動や火山性の地震に伴って発生するもので、火山斜面を岩屑なだれとなって流下する。

(ク) 地すべり・火山ガス・小規模な水蒸気爆発

熱水によって地盤が変質して脆弱化し、地すべりが発生しやすくなる。また、噴気帯からは有毒な火山ガスが噴出する。さらに、噴気孔が一時的に閉塞されると小規模な水蒸気爆発が起きることがある。

(ケ) 被害想定

被害想定は、享保元年(1716年)の9月26日に発生した噴火と同程度の被害を想定する。

○死傷者： 60名以上 ○焼失家屋： 600戸

霧島火山で大きな被害の記録が残っている主な噴火活動

発生年	発生場所	火山活動の状況	災害状況
788	御鉢	噴火、溶岩流、火砕流、降下火砕物	霧島神宮焼失
1235	御鉢	噴火、溶岩流、火砕流、降下火砕物	社寺什宝焼失
1566	御鉢	噴火、降下火砕物	死者多数
1716-1717	新燃岳	爆発的噴火、火砕流、泥流、降下火砕流	死傷者 60名以上
1895	御鉢	爆発的噴火、降下火砕物	死者 4名
1896	御鉢	爆発的噴火、降下火砕物	死者 1名
1900	御鉢	爆発的噴火、降下火砕物	死者 2名
1923	御鉢	爆発的噴火、降下火砕物	死者 1名

1959	新燃岳	爆発的噴火（水蒸気爆発）、降下火砕物	森林、農作物被害
2011	新燃岳	爆発的噴火、降下火砕物	森林、農作物被害
2018	硫黄山	噴出物による長江川白濁	農作物被害

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

1 地域強靱化の基本目標等

基本法第14条においては、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」とされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、原則として、基本方針における目標に即して設定することとされています。

このため、本市は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の4つの「基本目標」と基本目標を達成するため8つの「事前に備えるべき目標」を定めることとします。

(1)基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(2)事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

起きてはならない最悪の事態に関しては、対象とするリスク及び本市の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を9ページのとおりとしました。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
1. 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
		1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
			2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
			5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響
			5-4	食糧等の安定供給の停滞
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給等停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	沿線・沿道の建物崩壊による閉塞
			7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
			7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
			7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、よりよい復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
		8-3	地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業等による地域経済等への甚大な影響	

3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

本市の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくり」について、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進します。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- ① 本市の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化する。
- ④ 本市の潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ② 国、県、市、住民及び事業者等が連携し、役割分担して取り組む。
- ③ 非常時だけでなく、平時より有効に活用されるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 限られた資金を有効に活用するため、民間活力の積極的な活用を図る。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障がい者及び外国人等に配慮する。
- ③ 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

地域計画は国の基本計画との調和を図る必要があることから、基本計画の策定手法及び国土強靱化地域計画策定ガイドラインを参考に、次の枠組み及び手順により大規模自然災害に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行いました。

(1) 想定されるリスク

市民の生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、本県に甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震等が発生する可能性があることとされていること等を踏まえ、市計画においては大規模自然災害を想定することとしました。

(2) 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており、基本計画の施策を参考に、次のとおり9つの個別施策分野、4つの横断的分野を設定しました。

【個別施策分野】

- | | | |
|-----------------|---------|-----------|
| ① 行政機能・消防・防災教育 | ② 住宅・都市 | ③ 保健医療・福祉 |
| ④ 物資・エネルギー・情報通信 | ⑤ 産業 | ⑥ 交通・物流 |
| ⑦ 農林水産 | ⑧ 国土保全 | ⑨ 環境 |

【横断的分野】

- | | | |
|----------------|---------|-------------|
| ① リスクコミュニケーション | ② 老朽化対策 | ③ 産学官民・広域連携 |
| ④ 地域活性化 | | |

2 脆弱性評価結果

33個の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用しました。

(1) リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 災害対応拠点や避難所となる公共施設では、内外壁や吊り天井等の落下によって施設が使用困難とならないように、非構造部材の落下防止対策を推進していくことが必要である。
- 安全で良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりのために、道路・公園などの公共施設の整備を継続実施していくことが必要である。
- 地域防災力の要となる自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。
- 住宅の耐震化について住民への周知・啓発が必要である。
- 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することが必要である。
- 要配慮者が利用する各福祉施設の耐震化・老朽化対策が必要である。
- 医療施設、社会福祉法人のさらなる耐震化を促進することが必要である。
- 医療・福祉施設における非常用電源・自家用発電装置、受水槽の設置及び物資の備蓄を促進することが必要である。
- 空家の倒壊の危険性や管理不全による防火・防犯上の問題などが指摘されているため、適正管理や除却等を促すことが必要である。
- 企業の防災意識及び防災力の向上を図るために、事業所における防災訓練・消火訓練の充実・強化を図る必要がある。
- 家具等の転倒やガラスの飛散による被害を防ぐために家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要である。

【現在の水準を示す指標】

- 住宅の耐震化率： 69.9% (R3)
- 木造住宅の耐震診断件数： 53 件
- 防災拠点となる公共施設の耐震化： 21カ所中21カ所済み (R1)
- 消防団員数： 322人 (R5)
- 自主防災組織カバー率： 65.6% (R5)
- 防災士数： 120人 (R5)
- 地区防災計画策定地区数： 3地区 (R5)
- 空家戸数： 2,830戸 (R5)
- 出前講座(防災)実施回数： 17回 (R5)

<p>1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>
<p>【脆弱性の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防水利の確保のため、消火栓等の増設が必要である。 ○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要である。 ○不特定多数の者が利用する建物の防火・耐火性能を保持するために、定期的に施設及び設備の安全点検を行い、危険箇所又は補修が必要な箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図ることが必要である。 ○地域防災力の要となる自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】 1-1 ○企業の防災意識及び防災力の向上を図るために、事業所における防災訓練・消火訓練の充実・強化を図る必要がある。【再掲】 1-1
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災による死者数：1人（R5） 消火栓設置数：424基（R5） 消防団員数：322人（R5）【再掲】 自主防災組織カバー率：65.6%（R5）【再掲】 地区防災計画策定地区数：3地区（R5）【再掲】 防災士数：120人（R5）【再掲】 出前講座（防災）実施回数：17回（R5）【再掲】

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 国や県と連携して県河川や川内川水系の河川改修による災害に強いまちづくりの推進が必要である。
- 市が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕による堤防からの越水を防止することが必要である。
- 迅速な避難の実施に向け、ハザードマップ等を活用した住民への啓発が必要。
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要である。
- 地域防災力の要となる自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】1-1
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要である。
- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要である。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要である。

【現在の水準を示す指標】

- 川内川水系の堤防整備率（川内川全体）：80.6%（R5）
- 地域での避難訓練実施回数：19回（R5）
- 学校での避難訓練実施回数：各学校1回以上（R5）
- 自主防災組織カバー率：65.6%（R5）【再掲】
- 防災士数：120人（R5）【再掲】
- 地区防災計画策定地区数：3地区（R5）【再掲】
- 避難支援関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供：2団体（R5）
- 防災ハザードマップの策定：令和元年度作成
- 地域防災計画に記載された要配慮者利用施設数：27施設（R5）

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 迅速な避難の実施に向け、ハザードマップ等を活用した住民への啓発が必要である。【再掲】 1-3
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要である。【再掲】 1-3
- 地域防災力の要となる自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】 1-1
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要である。【再掲】 1-3
- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要である。【再掲】 1-3
- 砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要である。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要である。【再掲】 1-3
- 治山施設の整備による山腹崩壊対策を行うことが必要である。
- 造林・間伐等の森林施業の着実な実施による森林の災害防止 機能の向上を図ることが必要である。
- 国や県、関係組織と連携し、霧島山の噴火に備えた監視体制の充実や体制の強化を継続していくことが必要である。
- 霧島山の噴火に備えた監視・観測機器を整備するとともに、噴火の危険性を速やかに住民等に知らせる体制づくりが必要である。
- 霧島山の観光客等の安全を確保するための火山防災マップや避難計画の策定が必要である。
- 火山噴火の噴出物の落下が予想される区域においては、国・県等と連携し、退避壕等の整備について検討が必要である。

【現在の水準を示す指標】

- 地域での避難訓練実施回数：19回（R5）【再掲】
- 学校での避難訓練実施回数：各学校1回以上（R5）【再掲】
- 自主防災組織カバー率：65.6%（R5）【再掲】
- 防災士数：120人（R5）【再掲】
- 地区防災計画策定地区数：3地区（R5）【再掲】
- 避難支援関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供：2団体（R1）【再掲】
- 防災ハザードマップの策定：令和2年3月更新【再掲】

火山に係る避難計画の策定：平成 30 年 3 月作成

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【脆弱性の評価】

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要である。
- 市において計画的な備蓄を進めていくことが必要である。
- 救急救援活動等に必要な主要な道路について、道路橋の耐震化や長寿命化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施していくことが必要である。
- 大規模災害に備え、受援計画の検証・見直しを行いながら他自治体からの円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要である。
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要である。

【現在の水準を示す指標】

備蓄指針の策定：平成29年11月策定30年4月一部改正

市の備蓄率：81%（R5）

受援計画の策定：平成30年度策定

物資の供給に係る民間事業者等との協定締結数：5件（R5）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【脆弱性の評価】

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要である。

【再掲】2-1

- 救急救援活動等に必要な主要な道路について、道路橋の耐震化や長寿命化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施していくことが必要である。【再掲】2-1
- 孤立集落等の発生を含め、あらゆる状況に対応できるよう、更なる情報収集・伝達手段の整備について検討を進めることが必要である。
- 地域防災力の要となる自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】1-1
- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要である。

【現在の水準を示す指標】

自主防災組織カバー率：65.6%（R5）【再掲】

防災士数：120人（R5）【再掲】

地区防災計画策定地区数：3地区（R5）【再掲】

災害時における応急救急業務に関する協定の締結：5件（R5）

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

【脆弱性の評価】

- 常備消防体制の充実を図ることが必要である。
- 地域防災力の要となる自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】1-1
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要である。【再掲】1-2
- 災害対応力強化のため、防災用資機材及び消防団装備資機材の計画的整備や情報通信基盤の整備、更新を図っていくことが必要である。

【現在の水準を示す指標】

自主防災組織カバー率：65.6%（R5）【再掲】

防災士数：120人（R5）【再掲】

消防団員数：322人（R5）【再掲】

地区防災計画策定地区数：3地区（R5）【再掲】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【脆弱性の評価】

- 西諸医師会や災害拠点病院との連携強化によって、災害時の医療救護体制や医師や看護師派遣による人材確保等を図っていくことが必要である。
- DMAT（災害時派遣医療チーム）による救命救護活動との連携が必要である。
- 市立病院における非常用電源用の燃料の確保が必要である。

【現在の水準を示す指標】

市立病院における非常用電源用の燃料の確保：実施済み（R1）

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【脆弱性の評価】

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要である。
- 災害発生時における防疫体制を維持しておくことが必要である。
- 避難者に感染症が広がらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つことが必要である。
- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要である。
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を周知し、定着させることが必要である。

【現在の水準を示す指標】

予防接種法に基づく麻しん・風しんの予防接種率：

1期102.5%、2期97.9%(R5)

市における簡易トイレ備蓄数：70基・6,350回(R5)

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【脆弱性の評価】

- 災害対応拠点や避難所となる公共施設では、内外壁や吊り天井等の落下によって施設が使用困難とならないように、非構造部材の落下防止対策を推進していくことが必要である。【再掲】1-1
- 地域防災力の要となる自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】1-1
- 市において計画的な備蓄を進めていくことが必要。【再掲】2-1
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておくことが必要である。
- 仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要である。
- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保することが必要である。
- 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することが必要である。

【現在の水準を示す指標】

福祉避難所の指定数：8ヶ所(R5)

<p>自主防災組織カバー率：65.6%（R5）【再掲】</p> <p>防災士数：120人（R5）【再掲】</p> <p>地区防災計画策定地区数：3地区（R5）【再掲】</p> <p>市の備蓄率：81%（R5）【再掲】</p>
--

<p>3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱</p>
<p>【脆弱性の評価】</p> <p>○地域防災力の要となる自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】1-1</p> <p>○平時から自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進しておくことが必要である。</p>
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <p>自主防災組織カバー率：65.6%（R5）【再掲】</p> <p>防災士数：120人（R5）【再掲】</p> <p>地区防災計画策定地区数：3地区（R5）【再掲】</p> <p>各地区駐在所・交番連絡協議会数：4団体（R5）</p>

<p>3-2 市の職員・施設の被災による機能の大幅な低下</p>
<p>【脆弱性の評価】</p> <p>○大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練の継続的な実施とBCPの不断の見直しが必要である。</p> <p>○職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要。</p> <p>○非常用発電機の72時間以上の稼働に必要な燃料の確保が必要である。</p> <p>○大規模災害に備え、受援計画の検証・見直しを行いながら他自治体からの円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要である。【再掲】2-1</p>
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <p>防災拠点となる公共施設の耐震化：21施設中21施設中済み（R1）【再掲】</p> <p>災害対策本部設置・運営訓練：実施（R5）</p> <p>非常用電源設備の導入：3施設（使用時間72時間）【再掲】</p> <p>受援計画の策定：平成30年度策定【再掲】</p>

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
<p>【脆弱性の評価】</p> <p>○災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するため防災行政無線設備を計画的に更新しておくことが必要である。</p> <p>○相互応援協定自治体及び通信事業者との連携により、必要な情報の収集及び代行発信できる体制を整備しておくことが必要である。</p>
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <p>防災行政無線設備の更新：平成25年度</p>

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p>【脆弱性の評価】</p> <p>○防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要である。【再掲】1-3</p> <p>○防災行政無線の戸別受信機の配布の検討が必要である。</p> <p>○県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけることが必要である。</p> <p>○防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LAN設置の検討が必要である。</p>
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <p>宮崎県防犯・防災メール登録者数：27,523人（R6）</p> <p>無料公衆無線LAN設置数：16か所（R5）</p>

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>【脆弱性の評価】</p> <p>○防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要である。【再掲】1-3</p> <p>○防災行政無線の戸別受信機の配布の検討が必要である。【再掲】4-2</p>
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <p>戸別受信機配布数：293台（R5）</p>

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【脆弱性の評価】

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要である。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図ることが必要である。
- 企業の防災計画の策定や防災訓練への参加の促進、帰宅困難となった従業員への対策の検討等、企業における防災体制の強化が必要である。

【現在の水準を示す指標】

BCPを策定している企業数： 6 社（R1）

5-2 エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要。【再掲】5-1
- 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進することが必要である。

【現在の水準を示す指標】

BCPを策定している企業数： 6 社（R1）【再掲】

5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 物資輸送ルートを確実に確保するために、国や県と連携して主要となる道路の改修を進めることが必要である。
- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要である。【再掲】2-2
- 災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等のために、応急対策業務等について民間関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、業務を担う地域建設業者の育成・確保を図ることが必要である。

【現在の水準を示す指標】

災害時における応急対策業務等に関する協定の締結：2件（R5）【再掲】

5-4 食料等の安定供給の停滞

【脆弱性の評価】

- 市の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化することが必要である。
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておくことが必要である。
- 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要である。

【現在の水準を示す指標】

- 物資提供に係る民間事業者等との協定締結数：2件（R5）【再掲】
- 物資輸送に係る民間事業者等との協定締結数：1件（R5）
- 物資集積拠点に係る民間事業者等との協定締結数：1件（R5）

6-1 電力ネットワーク（送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【脆弱性の評価】

- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため電気、ガス等ライフライン事業者との協力体制の構築が必要である。
 - 非常用発電機の72時間以上の稼働に必要な燃料の確保が必要である。
- 【再掲】3-2

【現在の水準を示す指標】

- 非常用電源設備の導入：3施設（使用時間72時間）【再掲】

6-2 上水道の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- 上水道基幹管路について、耐震性を有する管路への年次的更新の継続が必要である。
- 災害時特に給水が必要な病院・診療所、福祉避難所等の重要給水施設に供給する管路の優先的更新が必要である。
- 大規模災害発生時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化のため、応急資機材を備蓄するとともに、災害を想定した訓練も実施しているが、さらなる応急資機材の確保の検討が必要である。

【現在の水準を示す指標】

- 上水道基幹管路の耐震適合性がある割合：19.7%（R5）

水道事業者災害時相互応援に関する協定締結：3件（R5）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要である。【再掲】2-5
- 単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進することが必要である。

【現在の水準を示す指標】

市における簡易トイレ備蓄数：70基・6,350回（R5）【再掲】
合併浄化槽導入率：74.27%（R5）

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要である。【再掲】2-2
- 道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策に支障を生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、緊急車両等通行ルートの早期啓開体制の整備を推進することが必要である。
- 幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進することが必要である。

【現在の水準を示す指標】

災害時における応急対策業務等に関する協定の締結：2件（R5）【再掲】

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 消防水利の確保のため、消火栓等の増設が必要である。【再掲】1-2
- 地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を啓発することが必要である。
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要である。【再掲】1-2

○地域防災力の要となる自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】 1-1
【現在の水準を示す指標】 消防団員数：322人（R5）【再掲】 自主防災組織カバー率：65.6%（R5）【再掲】 防災士数：120人（R5）【再掲】

7-2 沿線・沿道の建物崩壊による閉塞
【脆弱性の評価】 ○救急救援活動等に必要な主要な道路について、道路橋の耐震化や長寿命化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施していくことが必要である。【再掲】 2-1 ○被害状況の早期把握、二次災害の防止、復旧計画の速やかな立案等に役立てるために、住民や現場職員からの通報、報告など災害情報の収集体制の強化を推進することが必要である。
【現在の水準を示す指標】 住宅の耐震化率：69.9%（R3）【再掲】

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
【脆弱性の評価】 ○住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止することが必要である。 ○迅速な避難の実施に向け、ハザードマップ等を活用した住民への啓発が必要である。【再掲】 1-3 ○砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要である。【再掲】 1-4 ○地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要である。【再掲】 1-3 ○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要である。【再掲】 1-2 ○地域防災力の要となる自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】 1-1
【現在の水準を示す指標】 防災ハザードマップの作成率：令和2年3月更新【再掲】 消防団員数：322人（R5）【再掲】

自主防災組織カバー率：65.6%（R5）【再掲】
防災士数：120人（R5）【再掲】
地区防災計画策定地区数：3地区（R5）【再掲】

7-4 農地・森林等の被害による地域の荒廃

【脆弱性の評価】

- 森林資源の循環利用を確立させながら、健全な森林の整備・保全を推進していき、災害防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させていく。
- 造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要である。
- 鳥獣による農林業被害で耕作放棄地の発生や伐採後の再造林放棄など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、総合的な対策を推進する必要がある。
- 耕作放棄地の増大により、保水機能など農地が有する多面的機能の低下が想定されるため、維持又は増進するための対策を推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

農業振興地域内で発生している耕作放棄地の面積：54ha（R5）
有害鳥獣による農作物被害額：36,192千円（R5）
// 被害面積：27.70ha（R5）

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

【脆弱性の評価】

- 危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等、有害物質の拡散・流出防止対策を行うことが必要である。

【現在の水準を示す指標】

危険物保管等施設数：74箇所（R5）
高圧ガス貯蔵及び製造所数：3箇所（R5）

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 災害廃棄物の発生に備え、発生量の推計に合わせ、ストックヤードの選定と運営体制等を決めておくことが必要である。

○一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要である。
【現在の水準を示す指標】
ストックヤードの箇所数：6箇所（R5）
一般廃棄物処理業者等との協定締結数：3件（R5）

8-2 復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、よりよい復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
【脆弱性の評価】
○地域防災力の要となる自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。【再掲】1-1
○大規模災害に備え、受援計画の検証・見直しを行いながら他自治体からの円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要である。【再掲】2-1
○災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備しておくことが必要である。
○災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要である。
【現在の水準を示す指標】
自主防災組織カバー率：65.6%（R5）【再掲】
防災士数：120人（R5）【再掲】
地区防災計画策定地区数：3地区（R5）【再掲】
受援計画の策定：平成30年3月（R1）【再掲】
災害時ボランティアセンター・NPOの登録団体数：1団体（R5）
「いきいき」集落認定数：3自治会（R5）
自治会加入率：80.5%（R5）

8-3 地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
【脆弱性の評価】
○災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要である。【再掲】8-2
【現在の水準を示す指標】
「いきいき」集落認定数：3自治会（R5）【再掲】

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査を実施し、土地境界等を明確にしておくことが必要である。
- 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図ることが必要である。
- 大規模災害時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図っておくことが必要である。

【現在の水準を示す指標】

地籍調査進捗率：60.34% (R5)

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業等による地域経済等への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報することが必要である。
- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要である。

【再掲】5-1

【現在の水準を示す指標】

BCPを策定している企業数：6社 (R1) 【再掲】

(2) 個別施策分野ごとの脆弱性評価の結果

1 行政機能・消防・防災教育

【脆弱性の評価】

(行政機能)

- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練の継続的な実施とBCPの不断の見直しが必要である。3-2
- 職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要である。
3-2
- 非常用発電機の72時間以上の稼働に必要な燃料の確保が必要である。
3-2、6-1
- 大規模災害に備え、受援計画の検証・見直しを行いながら他自治体からの円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要である。
2-1、3-2、8-2
- 災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備しておくことが必要である。8-2
- 平時から自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進しておくことが必要である。3-1
- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため電気、ガス等ライフライン事業者との協力体制の構築が必要である。
6-1
- 被害状況の早期把握、二次災害の防止、復旧計画の速やかな立案等に役立てるために、住民や現場職員からの通報、報告など災害情報の収集体制の強化を推進することが必要である。7-2

(消防)

- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要である。
1-2、2-3、7-1、7-3
- 常備消防体制の充実を図ることが必要である。2-3
- 災害対応力強化のため、防災用資機材及び消防団装備資機材の計画的整備や情報通信基盤の整備、更新を図っていくことが必要である。2-3
- 消防水利の確保のため、消火栓等の増設が必要である。1-2

1 行政機能・消防・防災教育

【脆弱性の評価】

(防災教育)

○地域防災力の要となる自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要である。

1-1、1-2、1-3、1-4、2-2、2-3、2-6、3-1、7-1、7-3、8-2

○住宅の耐震化について住民への周知・啓発が必要である。1-1

○家具等の転倒やガラスの飛散による被害を防ぐために家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要である。1-1

○地域や学校等で避難訓練を実施することが必要である。1-3、1-4

○企業の防災意識及び防災力の向上を図るために、事業所における防災訓練・消火訓練の充実・強化を図る必要がある。1-1、1-2

○地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を啓発することが必要である。7-1

2 住宅・都市

【脆弱性の評価】

(耐震化等)

- 災害対応拠点や避難所となる公共施設では、内外壁や吊り天井等の落下によって施設が使用困難とならないように、非構造部材の落下防止対策を推進していくことが必要である。1-1、2-6
- 安全で良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりのために、道路・公園などの公共施設の整備を継続実施していくことが必要である。1-1
- 空家の倒壊の危険性や管理不全による防火・防犯上の問題などが指摘されているため、適正管理や除却等を促すことが必要である。1-1
- 上水道基幹管路について、耐震性を有する管路への年次的更新の継続が必要である。6-2
- 災害時特に給水が必要な病院・診療所、福祉避難所等の重要給水施設に供給する管路の優先的更新が必要である。6-2
- 大規模災害発生時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化のため、応急資機材を備蓄するとともに、災害を想定した訓練も実施しているが、さらなる応急資機材の確保の検討が必要である。6-2
- 救急救援活動等に必要となる主要な道路について、道路橋の耐震化や長寿命化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施していくことが必要である。2-1、2-2、7-2
- 不特定多数の者が利用する建物の防火・耐火性能を保持するために、定期的に施設及び設備の安全点検を行い、危険箇所又は補修が必要な箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図ることが必要である。1-2

2 住宅・都市

【脆弱性の評価】

(用地関係)

- 仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要である。2-6
- 大規模災害時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図っておくことが必要である。8-4
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査を実施し、土地境界等を明確にしておくことが必要である。8-4

(その他)

○災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要である。8-2、8-3

3 保健医療・福祉

【脆弱性の評価】

(保健)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要である。2-5
- 災害発生時における防疫体制を維持しておくことが必要である。2-5
- 避難者に感染症が広がらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つことが必要である。2-5
- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要である。2-5、6-3
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を周知し、定着させることが必要である。2-5
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておくことが必要である。2-6
- 単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進することが必要である。6-3

(医療)

- 西諸医師会や災害拠点病院との連携強化によって、災害時の医療救護体制や医師や看護師派遣による人材確保等を図っていくことが必要である。2-4
- DMAT(災害時派遣医療チーム)による救命救護活動との連携が必要である。2-4
- 市立病院における非常用電源用の燃料の確保が必要である。2-4

(福祉)

- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要である。1-3、1-4
- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保することが必要である。2-6
- 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することが必要である。

る。2-6

4 物資・エネルギー・情報通信

【脆弱性の評価】

(物資)

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要である。2-1、2-2
- 市において計画的な備蓄を進めていくことが必要である。2-1
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要である。2-1

(エネルギー)

- 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進することが必要である。5-2

(情報通信)

- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要である。1-3、1-4、4-2、4-3
- 孤立集落等の発生を含め、あらゆる状況に対応できるよう、更なる情報収集・伝達手段の整備について検討を進めることが必要である。2-2
- 災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するため防災行政無線設備を計画的に更新しておくことが必要である。4-1
- 相互応援協定自治体及び通信事業者との連携により、必要な情報の収集及び代行発信できる体制を整備しておくことが必要である。4-1
- 防災行政無線の戸別受信機の配布の検討が必要である。4-2、4-3
- 県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけることが必要である。4-2
- 防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LAN設置の検討が必要である。4-2
- 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止することが必要である。7-3

5 産業

【脆弱性の評価】

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要である。
5-1、5-2、8-5
- 企業の防災計画の策定や防災訓練への参加の促進、帰宅困難となった従業員への対策の検討等、企業における防災体制の強化が必要である。5-1
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図ることが必要である。5-1
- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報することが必要である。8-5
- 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図ることが必要である。8-4

6 交通・物流

【脆弱性の評価】

（交通）

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要である。2-2、5-3、6-4
- 災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等のために、応急対策業務等について民間関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、業務を担う地域建設業者の育成・確保を図ることが必要である。5-3
- 道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策に支障を生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、緊急車両等通行ルートの早期啓開体制の整備を推進することが必要である。6-4

（物流）

- 物資輸送ルートを実実に確保するために、国や県と連携して主要となる道路の改修を進めることが必要である。5-3
- 市の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化することが必要である。5-4
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておくことが必要である。5-4
- 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体

制の構築を図っておくことが必要である。5-4

7 農林水産

【脆弱性の評価】

○森林資源の循環利用を確立させながら、健全な森林の整備・保全を推進していき、災害防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させていく。

7-4

○造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要である。7-4

○鳥獣による農林業被害で耕作放棄地の発生や伐採後の再造林放棄など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、総合的な対策を推進する必要がある。7-4

○耕作放棄地の増大により、保水機能など農地が有する多面的機能の低下が想定されるため、維持又は増進するための対策を推進することが必要である。7-4

8 国土保全

【脆弱性の評価】

(ハード対策)

○国や県と連携して県河川や川内川水系の河川改修による災害に強いまちづくりの推進が必要である。1-3

○市が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕による堤防からの越水を防止することが必要である。1-3

○砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要である。1-4、7-3

○治山施設の整備による山腹崩壊対策を行うことが必要。1-4

○造林・間伐等の森林施業の着実な実施による森林の災害防止 機能の向上を図ることが必要である。1-4

○国や県、関係組織と連携し、霧島山の噴火に備えた監視体制の充実や体制の強化を継続していくことが必要である。1-4

○火山噴火の噴出物の落下が予想される区域においては、国・県等と連携し、退避壕等の整備について検討が必要である。1-4

○幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進することが必要である。6-4

(ソフト対策)

- 迅速な避難の実施に向け、ハザードマップ等を活用した住民への啓発が必要である。1-3、1-4、7-3
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要である。1-3、1-4、7-3
- 霧島山の観光客等の安全を確保するための火山防災マップや避難計画の策定が必要である。1-4
- 霧島山の噴火に備えた監視・観測機器を整備するとともに、噴火の危険性を速やかに住民等に知らせる体制づくりが必要である。1-4

9 環境

【脆弱性の評価】

- 危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等、有害物質の拡散・流出防止対策を行うことが必要である。7-5
- 災害廃棄物の発生に備え、発生量の推計に合わせ、ストックヤードの選定と運営体制等を決めておくことが必要である。8-1
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要である。8-1

(3) 横断的分野ごとの脆弱性評価の結果

1 リスクコミュニケーション

【脆弱性の評価】

- 国土強靱化を進める上で、市民、企業、行政等の様々な主体が、自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動できるよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会が継続的に得られる必要がある。
- 自然災害から命を守るためには、早期避難、住宅の耐震化・家具の転倒防止、備蓄等の対策が必要であるが、市民の備えは、十分な状況にないことから、関係機関の連携により更なる啓発等に取り組む必要がある。
- 災害時における高齢者、障がい者、外国人等への配慮や男女共同参画の視点を踏まえた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動を促進する必要がある。

2 老朽化対策

【脆弱性の評価】

○戦後の急激な人口増加や高度経済成長による社会ニーズの変化に対応するため整備してきた市立学校、市営住宅など数多くの建物系施設や道路、橋りょうなどのインフラ施設が今後急速に老朽化する一方、人口減少・少子高齢化による行政ニーズの変化や厳しい行財政運営が見込まれることから、公共施設等の保有・運営・維持の最適化を図る必要がある。

○施設の維持管理には、日常の点検・診断・修繕等において様々な専門知識・技術が求められており、マニュアルの活用や研修の実施等により関係職員の育成や資質向上等を図り、組織的に体制整備や技術力の確保に取り組む必要がある。

3 産学官民・広域連携

【脆弱性の評価】

○近年多発する大規模災害や南海トラフ地震の危惧等による全国的な防災意識の高まりをとらえ、企業における既存サービスの災害対策への応用等、効果的な製品・サービスの提供を通じた地域防災力の向上に向けた取組を検討する必要がある。

○大規模災害においては、市内の人的・物的資源では十分な災害対応が出来ないことが想定されることから、他自治体からの支援について、行政や関係団体等との連携体制を確実に構築しておくとともに、支援の円滑な受入れのための受援計画の策定や活動拠点の整備等を市町村や関係団体と連携して推進する必要がある。

○行政による公助には限界があることから、防災や被災者支援等における企業、NPO、ボランティア等の民間ノウハウの積極的な活用を推進するとともに、災害協定等により連携体制を整備する必要がある。

4 地域活性化

【脆弱性の評価】

○住民が住み慣れた地域での暮らしを続けていけるよう、「小さな拠点」

の形成をはじめとした集落のネットワーク化や広域連携を進め、買物や交通、医療、情報通信等、地域での暮らしに欠かすことのできない生活機能の維持・充実を図る必要がある。

- 消防団や自主防災組織の充実強化、防災士の養成・能力向上に取り組み、住民が地域防災をはじめとした地域コミュニティ活動の担い手となる環境を整備する必要がある。

第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

第3章で設定した施策分野ごとの推進方針については次のとおりです。

1 個別施策分野

(1) 行政機能・消防・防災教育

(行政機能)

- 防災拠点となる庁舎の耐震化や庁舎が被災した場合に備え、代替拠点の確保を進める。
- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行う。
- 策定したBCPの不断の見直しを行うとともに、BCPに基づく訓練を行う。
- 災害発生後速やかに職員を集合させるため、庁舎周辺居住職員を活用すること、また、災害対策要員を確保するため、防災担当業務を経験したことのある職員の活用を検討する。
- 災害対策本部が設置される本庁舎における非常用電源設備の使用可能時間は72時間の稼働が確保されているが、停電の長期化に備え、燃料確保について県との連携を図る。
- 大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けられるよう、策定した受援計画の不断の見直しを行う。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図る。
- 災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備する。

(消防)

- 専門的な対応や迅速で効果的な出動が可能となるなどのメリットを踏まえ、常備消防の体制強化に努める。
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保、教育・訓練の実施、車両や資機材等の計画的な整備等、消防力の充実・強化に努める。
- 大規模災害に備えた災害対応力の強化を図るため、装備資機材の充実に努める。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行う。

(防災教育)

- 全ての自治会で自主防災組織の活性化を図り、装備資機材の充実に努める。
- 各自主防災組織に少なくとも1名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。
- 補助制度の活用を呼びかけるなど、住宅の耐震化について市民への啓発を

行う。

- 地震から命を守る行動の一つとして、家具の転倒防止対策等について市民への啓発を行う。
- 全ての自主防災組織単位で、住民の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定に努める。
- 風水害などの災害から命を守る行動の一つとして、迅速な避難の実施について市民への啓発を行う。
- 地域や学校等で少なくとも年1回は避難訓練を実施するよう努める。
- 地震後の通電火災防止のため、感震ブレーカーの普及を市民に啓発する。
- 企業の防災意識及び防災力の向上を図るために、事業所における防災訓練・消火訓練の充実・強化を図るよう促す。

【指標】

消防団員数：322人（R5） → 350人（R10）

自主防災組織カバー率：65.6%（R5）【再掲】

防災士数：120人（R5）【再掲】

出前講座（防災）実施回数：17回（R5） → 25回（R10）

地区防災計画策定地区数：3地区（R5） → 10地区（R10）

火災による死者数：1人（R5） → 0人（R10）

地域での避難訓練実施回数：19回（R5）→各組織1回以上（R10）

学校での避難訓練実施回数：各学校1回以上（R5）→1回以上（R10）

災害対策本部設置・運営訓練の実施：0回（R1）→1回（R5）

BCPに基づく訓練の実施：年0回（R5）→1回（R10）

災害時ボランティアセンター・NPOの登録団体数：

1団体（R5） → 1団体（R10）

(2) 住宅・都市

(耐震化等)

- 地震から命を守る行動の一つとして、住宅の耐震化について市民への啓発を行う。
- 拠点となる市有庁舎等防災上必要な施設における耐震化（天井等の非構造部材の落下防止対策等を含む）を進める。
- 指定避難所として位置づけている市内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進める。
- 指定避難所となっている施設の耐震化（天井等の非構造部材の落下防止対策等を含む）や防災機能の強化を図る。

- 上水道基幹管路について、国、県、市道の改良にあわせ耐震性を有する管路への更新を継続する。
- 機械及び装置並びに構築物の水道施設についても、耐用年数を見据え計画的に長寿命化又は更新を図る。
- 大規模災害発生時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化のため、さらなる応急資機材の確保を検討する。
- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定された路線における当該建築物の所有者に、耐震化及び老朽化対策を促進する。

(用地関係)

- 大規模災害発生後に必要になることが見込まれる仮設住宅となる用地の確保を行う。
- 大規模災害発生時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図る。
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、土地境界等を明確にしておくための地籍調査を進める。

(その他)

- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくため、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進める。

【指標】

上水道基幹管路の耐震適合性がある割合：

19.7% (R5) → 25.4% (R6 予定)

水道事業者災害時相互応援に関する協定締結：3件 (R5)

「いきいき」集落認定数：3自治会 (R5)

自治会加入率：80.5% (R5)

地籍調査進捗率：55.74% (R5) → 69.59% (R11)

(3) 保健医療・福祉

(保健)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
- 災害発生時における防疫体制を維持する。
- 避難者に感染症が広がらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ体制を整える。

- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄する。
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防について周知し、定着させるよう推進する。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておく。
- 単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

(医療)

- 西諸医師会や災害拠点病院との連携強化によって、災害時の医療救護体制や医師や看護師派遣による人材確保等の連携体制を維持する。
- DMA T (災害時派遣医療チーム)による救命救護活動との連携を図る。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、市立病院のBCPを策定する。
- 市立病院における非常用電源用の燃料を確保する。

(福祉)

- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保する。
- 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することを促進する。
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進める。

【指標】

- 市における簡易トイレ備蓄数：70基・6,350回 (R5)
→120基・20,000回 (R10)
- 合併浄化槽導入率：74.27% (R5)
- 市立病院における病院BCPの策定：未策定 (R1) →策定済 (R5)
- 福祉避難所指定数：8件 (R1) →8件 (R5)
- 社会福祉施設BCPを策定している福祉避難所数：
0件 (R1) →5件 (R5)
- 予防接種法に基づく麻しん・風しんの予防接種率：
1期102.5%、2期97.9% (R5)
- 「避難所運営マニュアル」の策定：未策定 (R1) →策定済 (R4)
- 避難支援関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供：
提供団体数：2団体 (R5) →提供団体数：66団体 (R10)
- 避難行動要支援者の個別計画の策定率：0% (R5) →100% (R10)

(4) 物資・エネルギー・情報通信

(物資)

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促す。
- 市（避難所を含む）において計画的な備蓄を進める。
- 災害時における生活必需品等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進める。

(エネルギー)

- 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進する。

(情報通信)

- 行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。
- 指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備する。
- 防災行政無線を稼働するための非常用電源の燃料確保を行うため、県との連携を図る。
- 防災行政無線の戸別受信機の配布を検討する。
- 県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。
- 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。

【指標】

備蓄指針の策定：策定済

市の備蓄率：81%（R5） → 100%（R10）

物資の供給に係る民間事業者等との協定締結数：

5件（R5） → 10件（R10）

防災行政無線の非常用電源：設置済（R1）

戸別受信機配布世帯数：293戸（R5）

防災行政無線のデジタル化：平成25年度実施済

(5) 産業

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進する。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図る。

- 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図る。
- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報する。

【指標】

BCPを策定している企業数： 6 社（R1）

（6）交通・物流

（交通）

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行う。
- 災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等のために、応急対策業務等について民間関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、業務を担う地域建設業者の育成・確保に努める。

（物流）

- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築する。
- 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸場となる地点を設定しておく。
- 市の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化する。
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておく。
- 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図る。

【指標】

受援計画の策定：平成30年度策定済（R1）

ヘリコプター臨時離着陸場の指定数：14箇所（R1）

物資輸送に関する訓練の実施回数：0回（R5）

（7）農林水産

- 造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図る。
- 鳥獣による農林業被害で耕作放棄地の発生や伐採後の再造林放棄など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため鳥獣の侵入防止や捕獲による個体

数の調整など、総合的な対策を推進する。

- 農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

【指標】

災害時における応急対策業務等に関する協定の締結：2件（R5）

農業振興地域内で発生している耕作放棄地の面積：54ha（R5）

有害鳥獣による農作物被害額：36,192千円（R5）

// 被害面積：27.70ha（R5）

(8) 国土保全

(ハード対策)

- 国や県と連携して、県河川や川内川の河川改修はもとより、川内川の河道の掘削や築堤、堰の改築などの防災・減災国土強靱化推進事業による災害に強いまちづくりを推進する。
- 市が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕により、堤防からの越水を防ぐ。
- 砂防ダム等による土砂災害対策を行う。
- 治山施設の整備による山腹崩壊対策を行う。
- 火山噴火の噴出物による被害が予想される地区においては、退避壕等を整備し、噴出物による被害防止を図る。
- 事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県と連携して主要となる道路（国道、県道、市道）を社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、道路メンテナンス事業等各種交付金事業、補助事業を活用し改修を進める。
 - ・国道221号線、国道268号線、国道447号線
 - ・県道京町小林線、えびの高原小田線、京町内堅線、矢岳高原京町線、えびの高原京町線、石阿弥陀五日市線、木場吉松えびの線
 - ・市道については、市役所本庁と市立病院を連絡し、国県道と並行するえびの中央線の整備を進める。
また、各市道については、道路整備プログラムに基づき順次改良を進める。
- 長寿命化計画に基づき、市においては、平成27年度より市管理の橋梁修繕に取り組んでおり、今後も点検結果をもとに、道路メンテナンス事業等を活用し橋梁修繕を進める。また、上記、国県道に架かる橋梁やトンネルについても、道路メンテナンス事業等を活用し各管理者において修繕、改

修を進める。

- 内水氾濫被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する。

(ソフト対策)

- 洪水ハザードマップの策定及び周知を行う。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促す。
- 土砂災害ハザードマップの策定及び周知を行う。
- ため池ハザードマップの策定及び周知を行う。
- 霧島山の住民や観光客の安全を確保するための火山防災マップや避難計画の策定及び周知を行う。
- 霧島山の噴火に備えた監視・観測機器を整備するとともに、噴火の危険性を速やかに住民等に知らせる体制を整備する。
- 人家や公共施設などに直接被害を与えるおそれのある渓流や山腹の災害発生の未然防止に役立てることを目的とした山地災害危険地区の周知を行う。

【指標】

川内川水系の堤防整備率（川内川全体）：80.6%（R5）
地域での避難訓練実施回数：19回（R5）→各組織1回以上（R10）
学校での避難訓練実施回数：各学校1回以上（R5）→1回以上（R10）
洪水ハザードマップの策定：令和2年3月更新済
土砂災害ハザードマップの策定：令和2年3月更新済
火山に係る避難計画の策定：平成30年度策定済（R1）
防災拠点となる公共施設の耐震化：3箇所中3箇所済み（R1）
国道の改良率：86.4%（R5）
県道の改修率：82.5%（R5）
市道の改修率：67.4%（R5）
地域防災計画に記載された要配慮者利用施設数：8施設（R5）
ため池ハザードマップの策定率：令和4年2月更新済

(9) 環境

- 危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める。
- 災害廃棄物の発生に備え、発生量の推計に合わせ、ストックヤード等を決めておく。

○一般廃棄物処理業者等との協定締結を進める。

【指標】

仮置き場の箇所数：6箇所（R5）

一般廃棄物処理業者等との協定締結数：3件（R5）

2 横断的施策分野

(1) リスクコミュニケーション

- 国土強靱化の取組を進める上で、市民、企業や団体の他、NPO等の様々な主体が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動できるよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションに継続的に取り組む。
- 大規模災害において、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、防災講座・防災訓練支援による防災知識の普及や防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。
- 災害時における高齢者、障がい者、外国人等への配慮や男女共同参画の視点を踏まえた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動を促進する。

(2) 老朽化対策

- 公共施設等の老朽化や厳しい行財政運営を踏まえ、施設の保有・運営・維持の最適化を実現するため、「えびの市公共施設等総合管理計画」に基づき総合的・計画的な施設管理を推進するとともに、個別施設計画をできるだけ早期に策定し、施設類型ごとに具体的な取組を推進する。
- 建物系施設・インフラ施設双方について、点検・診断・修繕を的確に実施し、その履歴情報を蓄積・評価して次回の点検につなげるメンテナンスサイクルを構築するとともに、点検・修繕履歴等の共有、保全マニュアルの活用、研修会の実施等により施設管理者等の支援を強化し、施設の長寿命化を図る。

(3) 官民連携・広域連携

- 道路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、企業や地域の専門家等の有するスキル・

ノウハウ、企業の施設設備や組織体制等を活用するための官民連携体制を確保する。国、地方公共団体と企業や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する。

○行政による公助には限界があることから、防災や被災者支援等における企業、NPO、ボランティア等の民間ノウハウの積極的な活用を推進するとともに、企業等との災害協定の締結をさらに推進し、共同の訓練の実施等を通じて「顔の見える」関係を構築し、連携体制を強化する。

○津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制について、都城市を中心とした県南自治体で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」の取組の中で、火山噴火や内陸部地震等による内陸部における災害対応についても構成市町間の相互支援体制を構築する。

(4) 人材育成・地域活性化

○「小さな拠点」の形成をはじめとした集落のネットワーク化や定住自立圏構想の推進等により広域連携を進めるとともに、買物弱者対策や地域公共交通の維持確保、医療提供体制の整備、携帯電話サービス未提供地域の解消等により、地域での暮らしに欠かすことのできない生活機能の維持・充実を図る。

○多様な主体が連携した地域の防災力向上のため、関係団体等と連携しつつ、自主防災組織の活性化、消防団員の確保や防災士の養成・能力向上に取り組み、地域防災の中核となる人財の育成・確保を図る。

第5章 市計画の推進と不断の見直し

1 市の他の計画等の必要な見直し

市計画は、地域の強靱化の観点から、市計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、市計画で示された方針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、市計画との整合性を図るものとします。

2 市計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、市計画の施策の推進方針に沿って、毎年度さまざまな施策を実行していくものです。このため、市計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行うものとします。

3 市計画の不断の見直し

市計画は、今後の社会経済情勢等の変化や国・県の強靱化政策の推進状況を考慮し、概ね3年ごとに内容を見直すこととします。

なお、それ以前であっても国や県の施策の動向や社会情勢の大きな変化等により見直しが必要な場合は、適宜見直すものとします。

用語解説

か行

- **感震ブレーカー**
設定値以上の揺れを感知すると自動的に電気の供給を遮断し、地震の2次災害である火災を防ぐことが目的の製品のこと。
- **クラウド化**
行政等の情報システムなどで、庁舎内にコンピュータを設置して運用してきたシステムを、インターネットなどを介して必要に応じて情報を利用する方式のこと。

さ行

- **サプライチェーン**
製品の原材料の調達から生産管理、物流、販売までの一覧の流れのこと。
- **住民拠点SS**
災害時における燃料供給拠点として、自家発電設備を備え災害による停電時にも地域の住民の方々に継続して給油を行うことができるサービスステーション（SS）のこと。
- **浚渫（しゅんせつ）**
港湾・河川・運河などの底面を浚（さら）って土砂などを取り去る土木工事のこと。
- **深層崩壊**
山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく 真相の地盤までもが崩壊土くれとなる比較的規模の大きな崩壊現象のこと。
- **ストックヤード**
災害廃棄物を一時的に保管する場所のこと。
- **脆弱**
脆くて弱い性質または性格のこと。

た行

- **道路啓開**
災害時に、人命救助や緊急物資のゆそうのため緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。
- **通信インフラ**
データや音声等をやりとりする通信回線や通信機器等のこと。

- **DMAT（ディーマット）**

災害派遣医療チーム **D**isaster **M**edical **A**ssistance **T**eam の頭文字をとって略した名称。

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームのこと。

- **天然ダム**

土砂などによって河川・溪流が堰き止められることにより形成された地形のこと。

な行

- **内水**

一般的に、河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水」と呼ぶ。内水ハザードマップにおける内水の意味は、雨水を排除できる区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合に、排水路や河川などに雨水を排除できないことにより地表面に溜まった水のこと。

は行

- **ハザードマップ**

地域の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図であり、土砂災害や浸水の危険区域、避難場所などを記載している図面のこと。

- **BCP**

BCPは **B**usiness **C**ontinuity **P**lan の略称で事業継続計画と訳される。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断せず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画のこと。

- **防災インフラ**

河川堤防や海岸堤防、ダム等のこと。

ら行

- **ラストワンマイル**

最終拠点（最終集荷基地）から配送箇所（エンドユーザー）への物流サービスのこと。

- **リスクコミュニケーション**

様々な主体が情報を共有し、理解を深め、よりよい方向での合意形成を目差すための双方向の話し合いや交流のこと。

えびの市国土強靱化地域計画

令和2年9月

令和6年4月一部変更

発行・編集 えびの市基地・防災対策課
